

J A M 政策NEWS

2022年10月31日 第2023-02号

【発行】JAM

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」 「下請取引適正化推進月間」です！



『しわ寄せ』防止キャンペーン月間 適正取引で中小の「働き方改革」推進

厚生労働省ならびに中小企業庁、公正取引委員会は、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」と設定し、連携して集中的な取り組みを行います。

大企業で進められている時間外労働の上限規制などの働き方改革の取り組みが、下請等中小事業者に対する、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

中小企業が働き方改革を進められるよう、「しわ寄せ」防止のための総合対策として、環境整備などを進めています。



しわ寄せ防止



下請取引適正化月間 「適正な 価格転嫁で 未来を築く」

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うことなどを定めた下請中小企業振興法に基づく「振興基準」など関連法令の遵守を指導することなどを通じて、その推進を図っています。

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と位置づけ、「適正な 価格転嫁で 未来を築く」をキャンペーン標語として法令の普及・啓発事業を集中的に行います。



下請取引 月間



対応マニュアルの活用を

JAMは、「価値を認めあう社会へ」の取り組みを通じて、下請け中小企業の取引条件の適正化に向けて活動しています。親事業者が下請事業者にコストやリスクを“しわ寄せ”するのではなく、当事者同士が相互に恩恵を受ける関係をつくっていくことは、働く者の労働条件に直接かわる重要なテーマです。

取引の改善ポイントや具体的な取り組み事項をまとめた「価値を認めあう社会へ対応マニュアル」を積極的に活用し、労使協議等を通して、組合員と対話しながら、労働条件の改善につなげいきましょう。



研修会などでまとまった部数をご希望の際は、お早めに総合政策グループまで